

令和4年2月定例会  
商工建設常任委員会会議録  
令和4年2月17日

場 所 第5委員会室

令和4年2月17日(木曜日)

---

午前10時45分開会

---

会議に付託された議案等

○議案第63号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第20号)

---

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪菌辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	丸山裕太郎
観光経済交流局長	横山直樹
商工政策課長	児玉浩明
観光推進課長	飯塚実
オールみやざき営業課長	吉田秀樹

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田部幸信
議事課主任主事	牛ノ濱晋也

---

○日高委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

ここで、傍聴希望がありますので、暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

---

午前10時46分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴をされる方をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡しいたしました、傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴していただくようお願いいたします。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

委員の皆様には、開会日にもかかわらず、御審議をいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症第6波が長引きまして、先週2月10日には本県でのまん延防止等重点措置の延長が決定されました。今回の追加

補正予算は、こうした状況や国の動きを受けまして、急ぎ御審議をいただきたい予算を計上したところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、座って説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

議案第63号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第20号)」でございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から補正前の額665億1,856万9,000円に補正額13億2,325万4,000円を増額し、補正後の額が678億4,182万3,000円となります。

2ページには課ごと、予算ごとの金額を掲載しております。後ほど御覧いただければと思います。

また、今回の補正予算には計上しておりませんが、新型コロナの影響を受けた事業者に対しまして、業種を問わず広く支給いたします県内事業者緊急支援金につきまして、今回のまん延防止等重点措置の延長により影響が大きくなっていることを踏まえ、既に議決をいただきました予算の執行残を活用して支給を行うこととし、厳しい状況に置かれている事業者の皆様へ支援をしたいと考えているところでございます。

1ページの下の方に繰越明許費の追加を記載しておりますけれども、1つ目は、今回の緊急支援金の支給が来年度以降にも見込まれますことから、必要な予算を繰越したいと考えております。

また、今回の補正予算でお願いいたします県民県内旅行ジモ・ミヤ・タビキャンペーン事業及び酒類販売事業者等緊急支援事業につきましても、それぞれ繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

追加補正の各事業につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○飯塚観光推進課長 観光推進課の補正予算について説明いたします。

お手元の令和3年度2月補正歳出予算説明資料の9ページをお開きください。

一般会計で11億6,705万6,000円の補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、上から2段目のとおり、144億4,378万3,000円となります。

11ページをお開きください。

(事項) 観光交流基盤整備費の説明欄、県民県内旅行ジモ・ミヤ・タビキャンペーン事業、11億6,705万6,000円であります。

事業の詳細は、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。

県民県内旅行ジモ・ミヤ・タビキャンペーン事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、新型コロナの影響により落ち込んでいる旅行需要を回復するため、国の地域観光事業支援を活用し、県民や隣県在住者等向けの県内宿泊・日帰り旅行の割引支援を行うとともに、県内限定で使用できるクーポンを発行するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、補正額は11億6,705万6,000円であり、補正後の額は50億3,703万6,000円、財源は全額国庫です。今回、観光庁から予算の執行が進んでいる本県に対して追加で内示をいただいたことから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、(5) 事業内容としましては、①にあり

ますとおり、1人当たり県内旅行代金の最大50%、上限5,000円の割引を実施するとともに、②にありますとおり、県内で利用可能なクーポンを1人当たり最大2,000円、平日の宿泊旅行については最大2,000円を上乗せするなど、これまでのジモ・ミヤ・タビキャンペーンと同じ制度設計となっております。

次に、3の事業効果ですが、宿泊業はもとより、地域のお土産店や飲食店、地域交通機関など幅広い観光関連産業の事業回復につなげてまいります。

最後に、今後の旅行割引事業の流れについて、御説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。

資料の上段でございます、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましては、当初、今年の1月末まで実施した後、2月に再開が予定されておりました国のG o T oトラベルにつなげ、切れ目ない事業展開を図ることとしておりました。

しかしながら、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましては、本県の感染拡大により、1月13日から県下全域で停止しており、また、資料の中段でございますとおり、国のG o T oトラベルにつきましては、全国的な感染急拡大により、実施時期が見通せない状況となっております。

よって、資料上段の黒枠にありますとおり、今回の国からの追加交付や既存予算の執行残を活用し、今後、感染状況を見極めた上でジモ・ミヤ・タビキャンペーンを再開し、春休み期間を除いたゴールデンウィーク前まで実施することにより、第6波で影響を受けた県内経済の早期回復を図ってまいります。

また、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの予算に執行残が生じた場合には、ゴールデンウイ

ク後に実施予定の観光みやぎき回復支援事業に活用いたします。

ゴールデンウィーク後は、観光みやぎき回復支援事業を実施することで、切れ目なく支援を行ってまいります。

説明は以上でございます。

**○吉田オールみやぎき営業課長** オールみやぎき営業課の提出議案につきまして、御説明させていただきます。

まず、お手元の令和3年度2月補正歳出予算説明資料の13ページをお願いいたします。

オールみやぎき営業課は、今回の2月追加補正額としまして1億5,619万8,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3番目の欄になりますけれども、11億7,826万3,000円となります。

15ページをお願いいたします。

ページ中ほど、(事項)地場産業総合振興対策費の説明欄1のところ、酒類販売事業者等緊急支援事業1億5,619万8,000円ではありますが、詳細につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

この事業は、さきの8月補正予算において御承認いただいたものでございまして、今般の新型コロナウイルス感染症の第6波の広がりに伴いまして、国のまん延防止等重点措置が県全域に適用され、本県では飲食店等での酒類提供の終日停止を要請しておりますことから、大きな影響を受けております酒類販売事業者等に対しまして、国の事業復活支援金に上乗せして支援金を支給し、事業継続を支援するものでございます。

2の事業の概要であります、2の(1)、

予算額は1億5,619万8,000円の増額をお願いしております。

ここで、補足で御説明させていただきたいと思っておりますので、常任委員会資料の1ページを開きください。

先ほど繰越しの説明がございましたけれども、オールみやざき営業課では、繰越しとして1億9,063万7,000円をお願いしております。こちらが今回の事業に要する所要経費と考えております。増額補正額としましては、1億5,619万8,000円でございますけれども、残りの3,400万円余につきましては、前回8月、9月に実施いたしました事業の残額がございましたので、そちらを活用させていただきたいと考えております。

5ページにお戻りください。引き続き、2の(2)、財源ですけれども、地方創生臨時交付金を活用いたします。

(5) 事業内容につきましては、基本的には前回8月、9月に実施いたしました支援金と同様の仕組みとなりますけれども、変更点もございましたので、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

①支給対象者は、県内に本店または主たる事務所を有する酒類小売事業者、酒類卸売事業者及び酒類製造事業者でございます。

②主な支給要件は、酒類の提供を停止している飲食店等と酒類の取引があること、令和4年1月から3月までのいずれかの月の売上げが、平成31年から令和3年までのいずれかの年の同月と比較して30%以上減少していること、以上をいずれも満たすことが要件となります。

③支給額につきましては、まず、支援金のイメージと書かれました図を掲載させていただいておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

思います。

支給額の算定に当たりましては、図にお示しましたとおり、法人・個人の別や売上げ減少割合に応じまして上限額を設定した上で、月ごとに売上げ減少額から国の事業復活支援金を差し引いた額を支給いたします。

前回と異なる点を御説明させていただきます。

前回は、国が月次支援金という形で月ごとに支給をしております、県はそれに上乗せをするということで制度を発足させていただいたところですが、今回、国の事業復活支援金につきましては、5か月分を一括給付する仕組みに変更されております。このため、県の支援金の算定につきましては、国の事業復活支援金額を5分の1にしまして、月額相当の額に割り戻して算定をすることとしております。

具体的な支給例を図の下部に掲載しておりますので、御説明させていただきます。

年間売上高1億円以下の法人、売上げ減少割合60%の例で御説明させていただきたいと思いますが、例えば平成31年2月の売上げが100万円、令和4年2月の売上げ40万円の場合、まずは売上げ減少額を100万円から40万円引きまして60万円と算出いたします。ここから国の支援金を差し引くわけですが、6ページに国の事業復活支援金の概要を参考として載せております。国の支援金の場合、売上げが60%減少した年間売上高1億円以下の法人につきましては、5か月で100万円が給付されるということになっておりますことから、これを1か月分に割り戻しまして、20万円を国の支援金の額として差し引きます。そうしますと、先ほど申し上げた減少額60万円から20万円を引いた40万円が算出される場所ですが、県の上限額が、この場合ですと20万円となりますので、上限の20万円が支

給されるということになります。このような計算式で支給金額を算出したいと考えております。

変更点の2点目になります。

今回は、取扱量の多い規模の大きな事業者に大きな影響が及んでいるということを考慮しまして、年間売上高が1億円を超える事業者につきましては、上限額を1.5倍に引き上げまして、手厚く支援することとしております。

この1.5倍の根拠としましては、先ほどの国の事業復活支援金のところを御覧いただきますと、国の支援金が売上高1億円を超える法人の場合には1.5倍になっているということを踏まえまして、1.5倍とさせていただいたところがございます。

県としましては、この事業によりまして、厳しい状況にあります酒類販売事業者の事業継続を図ってまいりたいと考えております。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

**○窪菌委員** 今の酒類販売事業者等緊急支援事業なんですが、酒を製造する会社——蔵元の状況はどうなんでしょうか。やっぱり生産量は減少しているんでしょうか。

**○吉田オールみやざき営業課長** 酒造組合からの聞き取りによりますと、やはり一番の出口のところの取引が進んでいないということで、一応在庫が積み上がっているという状況はお聞きしておりますので、影響は出ていると考えております。

**○窪菌委員** 出口の売れが悪いということが響いているということなんですが、県外資本のいろんなディスカウントスーパーがありますが、ああいうところもこの事業に該当するんですか。

**○吉田オールみやざき営業課長** 支給要件とし

ましては、県内に本店のある事業者ということですので、県外資本のところについては該当しないと考えております。

**○窪菌委員** 大きな業者の痛手が非常に大きいという説明だったんですが、霧島酒造とか雲海酒造とか、そういう大手の会社——何十億円、何百億円を売り上げるか分かりませんが、そういったところもやっぱりこの上限なのでしょうか。

**○吉田オールみやざき営業課長** 霧島酒造につきましては、県内に本店がございますので、基本的には該当することになります。あとは減少割合がどのくらいなのかというところを見ていくことになると思います。

**○窪菌委員** これは一部のところだと思うんですが、例えばいろいろ話を聞くと、鹿児島県あたりの酒蔵では、売上げが前年比106%だったとか112%だったとかというように、非常に伸びているという話もあるんですね。

宮崎はどうですかということで聞きますと、宮崎は特に何も聞いていないという話をしていたんですけれども、やっぱり蔵元によっては、家庭での需要が増えているところもあるんですね。

対象になる小売事業者は、どの程度見込まれているんですか。

**○吉田オールみやざき営業課長** 御指摘のとおり、酒造メーカーにつきましては、小売に非常に強いメーカーもございます。あとは中小の蔵元ですと、例えば飲食店をメインに取引をされている業者もいらっしゃいますので、会社の性格によって影響の度合いは異なっているのかなと思います。

一般消費者を中心に取引をされている業者につきましては、場合によっては減少額は軽微か

もしもありませんけれども、中小の蔵元は影響を受けていると酒造組合からはお聞きしております。

○窪菌委員 見込みでどのくらいですか。

○吉田オールみやざき営業課長 見込みにつきましては、320社ほどが該当するのではないかと考えて予算を積み上げさせていただきました。

○来住委員 この酒類販売事業者等緊急支援事業に関連して幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、部長にお尋ねしたいと思うんですけれども、我々日本共産党は、この酒類の提供中止など、いわゆる自粛を要請した場合には、当然それに必要な補償をセットで要請していくと。

もちろん予算がありますから、全てが補償されるものではないのですけれども、いわゆる必要な補償とセットで行うべきだということを経営者に対しても、地方においても求めてきましたし、また自粛要請によって影響を受ける業種やそういうものに関係なく、いわゆる影響額に応じてやっぱり当然公平感のある補償でなければならないと思います。

しかし、私はこの2年間の経過は決して十分なものではなかったんじゃないかなと思うんですけれども、改めて県の事業者への支援についての基本的な姿勢を部長に伺いたいと思います。

○横山商工観光労働部長 基本的には感染症対策というのを第一義に考えて、まず感染を抑えていくということが一番の経済対策につながるということが基本にあります。その上でいろいろな制限をお願いする事業者の皆様方に対してはできるだけの支援をしていかなければならないと基本的に考えております。

ただ、例えば全ての売上げを補償するということまでは、なかなかできないところがございますので、何とか事業継続ができる程度の支援というのはやっていかなければならないのかな

と考えてございます。

そういう中で今回の酒類の話も含めてでございますけれども、一つ、昨年度から今回にかけての大きな違いとしまして、先ほど課長が説明いたしました事業復活支援金という仕組みを国が作りしました。昨年、国は持続化給付金や飲食店の時短営業については協力金、関連の事業者については月次支援金というものを出して、そこに対して県の独自の緊急事態宣言の場合に時短営業のお願いもいたしましたので、月次支援金に相当するものとして県独自の飲食関連の支援金を出したりという形を取ってまいりました。

そういう中でさらにこの飲食店への時短営業、酒類の提供停止ということで、昨年8月末でこの酒類関係の支援も県としても行いましたけれども、そもそもこの酒類関係の支援というのは、\*国がスキームを示して財源も出すという形で示されたもので、私どもはそれを活用してやってきたところなんです。そこに売上げの規模に応じて支援の上乗せをするというようなスキームが示されてきたわけでございますけれども、今回の事業復活支援金というのがそういった一連のものを踏まえた上で国も新しい仕組みとして打ち出してきたというふうに私どもは理解をしております。中身をいろいろ吟味しますと、売上げそのものをカバーというのはなかなか難しいと思うんですけれども、利益ベースでいきますとかなりカバーできるのではないかと見ております。

今回の第6波に伴うまん延防止等重点措置の適用でありますとか、今回の延長でありますとか、まずは当初のまん延防止等重点措置の適用に合わせての酒類の提供停止に関しましては、

※11ページに訂正発言あり

国のスキームが新しく措置された関係で事業復活支援金でかなりのカバーができるんじゃないかというふうに考えていったところでございます。そういう中で今回感染がなかなか収まらないということで、まん延防止等重点措置の適用を延長し、お酒の提供停止も延長となりましたので、その影響は非常に大きくなるだろうということを踏まえまして、特に影響の大きい酒類販売事業者等に対する支援金を措置します。

また併せて、10万円ではありますけれども、全業種、全地域が対象となる緊急の支援金を措置させていただくということで取り組んできているところでございます。

**○来住委員** 姿勢として、僕は今日、知事の所信表明のお話は非常に関心を持って聞いたんですけども、知事は3期目の仕上げの年を迎えるに当たって3つの視点があり、その2つ目にコロナ禍での暮らしに寄り添うと言ったんですよ。

コロナ禍での暮らしに寄り添うという内容の説明の中で、全部は申し上げませんが、特に生活に困窮されている方や社会的に弱い立場に置かれている方、営業時間の短縮要請等の行動要請により影響を受けておられる飲食店をはじめとする事業者の方々など、それぞれの置かれている状況に思いを致し、しっかりと寄り添い合う温かい社会を築いてまいりたいと。非常に重要なことを述べておられます。

それで続いてお聞きしたいんですけども、今回の県の事業として、酒類販売事業者等緊急支援金の制度で、これは「事業者等」となっているんですけども、その「等」とは具体的には小売、それから卸売、そして製造、言うなら酒類のこの3つの業種に限ると、しかも宮崎県に本社があるとか、いろいろあるんです。つま

り「事業者等」となっているけれども、「等」というのは小売と卸売と製造ということになります。

まん延防止等重点措置の適用に伴って飲食店等での酒類提供停止要請の影響を受けているのは、この3種だけではないと僕は思うのですけれども、この点はどう理解すればいいのでしょうか。

**○児玉商工政策課長** 先ほど来住委員がおっしゃったように、確かに県内におきましては県から行動要請をお願いした結果、本当に様々なところで影響が出ていると思っております。

酒販につきましては、昨年の8月、9月のときにも国がスキームを示しまして——昨年は、まん延防止等重点措置になった場合にはお酒の提供ができなかったというようなこともありまして——酒販についての上乗せをします。

今回ちょっと事情が異なっておりますのが、現在のまん延防止等重点措置が適用された場合におきましては、お酒についての提供は可能な場合もある。その提供を停止していただきたいとかどうかについては県の判断というところがございます。その中で本県ではやはりお酒の終日の提供停止をお願いしたところです。

その結果、お酒を取り扱っていらっしゃる事業者には大きな影響が出たんですけども、ただ、今回は国がそういったスキームを示しておりません。そこはやはり昨年と状況が異なっていて、お酒が提供できる場合と提供できない場合とがあるからだと考えております。

その中でやはり県が独自にお願いをした結果、お酒の提供ができないということになりましたので、県としては昨年の国のスキームも参考にしながら、ただ、やはり酒販店のお話を伺っていると、ある程度事業規模の大きなところにつ



いてはやはり影響がさらに強く深刻だと伺っていたので、先ほど担当課長が御説明しましたように、事業規模の大きいところについてはさらにその支援額を上乗せするような形とさせていただいたところではあります。

昨年8月、9月にそういったお願いをしたさなか、酒販についてはそういった形でさせていただいている。ただ、まさに来住委員がおっしゃいましたように、酒販以外についても様々な事業者において影響が出ている。例えば結婚式がなかなかできないというようなどころでウェディング業界からのいろんな御要望等もございました。また、代行運転関係の事業者からもこれまで何度かやはり要望書、陳情書等を頂きまして、様々な声を聴かせていただいているところがございます。

その中で昨年の8月、9月は、県におきまして県内事業者の緊急支援金ということで10万円を支給させていただくことにしたところではあります。今回につきましても同様に延長されるということとさらに幅広く事業者の皆様に影響が生じているということ踏まえまして、再度、県内事業者の緊急支援金ということで10万円の支給をさせていただこうと考えているところではあります。

その金額につきましてもなかなか十分な額とは言いかねるところがあると思うんですけども、県としては何とかこういった形で支援させていただければと考えているところではあります。

**○来住委員** 酒類提供の停止を要請しているわけですよね。そうすると当然、さっき言った酒類の3業種の方々に大変大きな影響が出るというのは容易に判断できると思います。

私はこの酒類提供停止要請を受けて最も影響を受けているのは、一つは自動車運転代行業者

の関係者ではないかなと思います。私の記憶では、これまで都城市の業者の皆さんが商工観光労働部に2回か3回、陳情にお見えになっていると思います。私も直接1回話したことがあるんですけども、県はこの運転代行業者の深刻な事態というのを理解されていると思いますが、しかし実際はどうかかなと。

県内事業者緊急支援事業の10万円、それから国の事業復活支援金もありますけれども、実際に酒類の停止要請というのは、端的に言えば家庭での飲酒までは自粛していません。したがって酒類の販売だとか消費はゼロになるということはないわけですよ。飲食店で出すなど、出してくれるなというわけですから、家庭では飲んでいいわけですから。

ところが、いわゆる飲食店で酒類を出してくれるなという要請をすると、代行運転は99%ゼロになるんですよ。事実上もうゼロになるんですよ。だからいわゆる酒類の3業者とはまた違う、もっと厳しい結果が現実に出ているわけですよ。そういう実態をどう認識されているのでしょうか。

**○児玉商工政策課長** まさに今、来住委員がおっしゃいましたように、飲食店でのお酒の提供の停止をお願いしました結果、実際に代行運転をこれまで利用されていらっしゃる方が非常に減って、代行運転の事業者の皆様においては経営が非常に厳しい状況に置かれていると私どもも考えております。今回この新型コロナの影響におきましては、本当にいろんな事業者の皆様に様々な影響が生じているのかなと考えております。私ども県もいろんな工夫をこれまでしてきたところで、本県のように県内事業者の皆様本当に10万円ということで少ない金額ではあるかもしれないのですが、何とか支援したい

というところから県内事業者の緊急支援金というものを今回もまたお願いさせていただいているのですが、ほかの県におきましては、実はこのような支援金をあまり支給しておりません。

そんな中でやはり私どもとしては事業者に大きな影響を与えているところをしっかりと受け止めて、何とかしたいと考えまして、この支援金を現在お願いしているところです。ただ、本当に今、来住委員からも現場の声を踏まえて御意見、御指摘等をいただいたところでありますので、私どもとしましては、また今後の県内事業者の支援の在り方について工夫してまいりたいと考えております。

**○日高委員長** 来住委員、今回は補正予算なので、また常任委員会での話をいただいてもよろしいでしょうか。

**○来住委員** はい。では県内の代行運転の業者の件数や代行の車の台数はつかんでいらっしゃいますか。

**○児玉商工政策課長** すみません、手持ちとして今は持ち合わせておりません。

**○日高委員長** 手元にないのですね。本件に関するということなので、ではまた改めて答えていただくことでよろしいでしょうか。

**○来住委員** はい。

あと2問すみません。

それで、代行運転の社会的役割というのはこれはもう御承知のとおりだというふうに……。

**○日高委員長** すみません、来住委員。「補正に関すること」と呼ぶ者あり）どんどん広がっていってしまいますので、お酒に関してということでもよろしいでしょうか。

**○来住委員** はい。では了解です。

**○坂口委員** 窪菌委員の発言に関連してですけれども、結局、小売店、販売店でも売れるとこ

ろ、売れないところが二極化してきたということで、その最終的な酒類の消費量、これはどうなっているんですか。コロナのこういった規制時期とそうでない時期の消費量。

というのが巣籠もり需要というのがよく出てきましたよね。だからお酒を飲む人がこの規制があるからどこでも飲まないという状況なら本当に売れなくなっていると思うんですけども、あっちで駄目ならこちらがあるという飲み方だったら、やっぱり製造自体はそう変わらないんじゃないかということになる。

何が言いたいかというと、もしあまり極端に差がないとなれば、売れる店、売れない店があるということだから、この条件に的確に合った申請がなされるかどうかという見極めと、それから物すごく困窮して急いでおられるから、ぱっと給付していくというスピード感とか、そういったものを見たときに、この窓口の整理が必要だと思うんですね。

窓口はちゃんと信頼できる方でないと、県の出先を含めていろんなところでやろうとしても限界もあるし、間違いも起きるかもしれない。そこら辺の工夫というのはどんな具合にやられるんですか。

**○吉田オールみやざき営業課長** お尋ねのありました酒類の消費量につきましては、申し訳ございません、今、手元にございませませんが、酒造組合、酒販組合の聞き取りベースでいいますと、若干は減っていると聞いております。ただ、メーカーの中でも一般消費者向けのメーカー、あるいは飲食店向けのメーカーで二極化していると思われ、場合によっては、逆に利益の出ているメーカーもあるかと思っておりますので、そのあたりはしっかりと見極めていく必要はあると思っております。

あと窓口に関してのお尋ねですけれども、今の部分と関係いたしますが、やはりしっかり見ていくということで業界の事情に非常に詳しいところが必要かと思っております、前回は酒販組合連合会に委託をしまして、事務手続や窓口等をしていただきましたところ、かなりしっかりしております、全県的な実情にも非常に詳しいということで、我々も非常に助かったという面もございます。

今回も酒販組合連合会に事務をお願いいたしまして、実態をきちんとつかんでいただいて、不正がないと言いますと語弊がありますけれども、もうかっているところが申請してくることがないように、しっかりと連携してまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 不正というところとちょっとあれでしょうけれども、間違いを起こさないということ、例えば持続化給付金なんかは行政書士とかそういったプロがやってもああいったいろんなことが起きたから、やっぱり一番実態が分かっている、そして慣れている人が一番いいのかなと。それと申請方と代理方との気脈が通じていること。それはやっぱり前回は検証しながら、酒販組合連合会でよかったということであれば、やっぱり今回もそこがやるべきかなという気がします。

これは僕の考え方を言っただけで、もう一つ質問なんですけれども、これは国の事業に沿って県が上乘せをしたり隙間を埋めていくという、今回のコロナの特に臨時交付金の使い方というのはそんな考え方ですよ。そうなったとき今度は県の事業に沿って市町村がまたそれに上乘せをしてきたり、相乗りしてきたり、あるいは隙間を埋めていこうという考え方が当然、市町村の中にはあると思うんですね。それを待つて

いるところもあると思うんですよ。

そういった中でたまたま今、早いところで今日あたりから定例会が始まるか、始まっているかという時期にあって、限りなくこれはもう義務的な、やらざるを得ない、そして財源も国が補償するというんだからこういったのは100%やるべき事業だと思うんですね。僕も議会にしながらこれを言うのもなかなか気が引ける面もあるんですけれども、国が決めないと県では決められないということで、開会日に議案を上げてその日に結論出せなんていう中身を審査するとしたら乱暴なやり方ですよ。審査しても、これを我々がノーと拒否するものは何らここにはない、歓迎しますという中身でしかあり得ないですよ。

では、県もなぜ早くこのことを議案として準備しなかったかということ、国が決定するまでは相乗りなんてできないし、そのお金を使うこともできないという窮屈さがあったと思うんですけども、そういったときのために専決というのがあると思うんです。県が専決をやっておれば市町村もじっくり吟味して行って、今のようにならぬことについては把握していませんという答えとかはなく、十分前準備をしながら、よし県が専決したんだから、うちもこれは専決しようということで、これはもう既に事業に入っているもおかしくない時期ですよ。

みんなが困っていて、待っていて、やってくれと言うけれども、定例会が開かれないからと言って、そこでこれを滞らせたのでは僕らも本意じゃないですよ。だから執行部には専決権というものが与えてあるのに、なぜそういったことが本当に望まれるときに専決でやらなかったのか僕は非常に疑問なんです。そこらの専決に対しての考え方、そういった我々の審議な

り、議案の議決なり、あるいはいろんなルール決めというのは誰のためかといったら、県民のためですよね。執行部のメンツのためでもない。我々のメンツのためでもない。

だからここ一番というときには知事にすごく強い権限としての専決権があって、議会軽視という話もあるんですけども、議会軽視はいけないけれども、専決権というのは物すごい強いものがあるんですよ。これは県民の暮らしがかかっているから今回はそこもしっかり検証していただいて、当然、これは一刻も早く決めて市町村に対して早く情報を流して、そして市町村の意思決定を早くさせていくべきだという、完璧なものを期すべきだというときは、この委員会の場にそぐわないかもしれなくても、僕はすごく大きな疑問と大きな不満として持っていますので、これに対して、もし部長のほうで何か見解でもあったら話していただくと。

**○横山商工観光労働部長** 最初におわびを申し上げます。私、先ほどの説明の中でこの酒類関係の支援金について、昨年8月、9月にやったときに国で財源を補償してと申しあげました。実は今回の件につきましては、国が事業復活支援金をつくった関係がありまして、スキームを変えまして、そっちを振り替えたみたいな感じになっておりまして、今回の私どものお願いしておりますこの支援金につきましては、通常の国の交付金のほうを使わせていただいてやりたいと考えております。そこを一つ訂正させていただきます。

それと、専決のお話でございますけれども、本当にありがとうございます。こういった対策というのはタイミングをしっかりと捉えてスピーディーに打っていかないといけないもので、本当に御指摘のとおりでございます。あと市町村

との協力というのも非常に大事で、いろいろ支援金を出したりするときには、早い段階でというのはなかなか難しいんですけども、できるだけ早くという形では市町村とも情報を共有しながら取り組んできているところでございます。

そういう中で議会でもしっかり御審議をいただきながらというところにつきましても、非常に大事な視点でございますので、そことの兼ね合いの中で私どもも財政課などいろいろな協議をしながら、ぎりぎりのところでどういう形での審議をお願いするのかというところを一生懸命相談しながら対応しているところがございませう。委員おっしゃっていただいたとおり、こういったものはしっかりタイムリーに打ち出していくということが本当に大事でございますので、十分そこは頭に置きながらやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

**○坂口委員** 本当にそこだと思ふんですね。専決権というのは議会と執行部とが、がちんこに対峙してしまって、どうしようもなくものが動かなくなったときに、やっぱりサービスの低下とか遅延とか、そういったものをなくすためという一つの工夫の上での手段ではあるんですけども、そうではなくて一刻も早くということこれは当然やるべきというのが分かっていたとき、それに関係する他の自治体、そこらがこういったように相乗りをしてきたりとか、協働して上乘せをやったり、そういったことをやっぱりいち早くタイムリーにやるためという物すごく大きい——結局、主権在県民という立場からのこの専決権というのが本来生かすべき専決権だと思ふんですね。だからそんな強いものが与えられている。

また逆に議会軽視と僕らが騒ぐのは、専決をやられたことについては報告をして、それを不

承認にしても不認定にしても何らペナルティーはないんですよ。だからそれぐらい強いものだから慎重にやって、そして最終的に県民のためになると判断したら、僕はこれは議会人の立場からも専決をやるべき対象ではなかったかなという気がするんですね。

今回が初めてではなくて、2年間ずっと何度もこういうことは補正でやってきて、考え方というのはもうそこに集約されているんですよ。このお金の扱い方、この事業の組み方の考え方というのは、もう補正で何度もやられてきているから、僕は今回遅れたこと以上に議案を上げてこの議会で審査し、採決していくということがそれだけの価値があるのかなというのは非常に疑問に思っているんですね。

ここはまた議会と意思疎通を図りながら、正副議長と話されてもいいし、議会運営委員会で話されてもいいと思うんですけども、何のための議会審査かということ、何のための事業の執行かということ、ちょっと整理していただきたい。僕が間違っているかも分からないんですよ。でも問題として感じたことを今お話しして、これはもう議案に関係して言っているんですけども、議案そのものじゃないから返事はいいです。ぜひよろしくをお願いします。

**○二見委員** 今回この事業ができて、先ほどお話しがあったように、もうこれについて早くしてほしいなど。これはまん延防止等重点措置が始まったときからするべき話だったと思うので、遅きに失しているかなとも思うんですが、やっぱりこういう事業の組立てとか、この金額がどうだったのかなとかいろいろ細かいところまで本来は僕らは見ていきたいと思うんですけども、その時間もなかったところなので、その上でお聞きしていきたいのですが、こういうしつ

かりした事業をつくり上げましたということはこの資料からも私たちは感じたいんですよ。

ちょっといやらしい言い方になるかもしれませんが、事業復活支援金と合わせて支給できるこの酒類販売事業者等緊急支援事業の事例として、今回、1億円以下の法人の売上げ減少60%例で、月に40万円減って、これに対して20万円の上限で支給しますと出ていますよね。ということは40万円の半分の20万円も出るのかと感じるんですが、では月100万円売り上げている法人——会社をしている場合、登記していればでしょうけれどね——もうはっきり言ってこれは個人じゃないですか。

月100万円の売上げで、大体聞いてみると仕入れ額だけで7割ぐらいですよ。売上げで残るのがまず月でいうと30万円です。30万円残った上でいろんな事務所やら会社の運営費やら人件費やらかかりますので、1人でやったって幾ら残るんでしょうかね。ということは、これって個人事業者の事例じゃないのかなって。

大体1億円以上になったとしても月1,000万円売り上げて、売上げが60%減った場合、国の事業復活支援金の給付上限額でいっても150万円、でもこれ5か月分だから5分の1の30万円が引かれてマイナス額が570万円になって、これに対して県では20万円の支援ができるというような事業と認識するのが当然なのかなと説明を聞いていて思いました。

分かりやすいようにしていただきたいのはもっともなんだけれども、やっぱり実態に即した理解をしていかないと我々も判断を間違えるといけないので、ちょっと細かいところを言って申し訳ないんですが、そういうところをちゃんとしっかり積み上げていってほしいなど。

事業者のために本当こういうことができてい

るという皆さんの思いを委員会の場合でもしっかりと伝えてほしいと思うんです。何かこの事例ですと、私はちょっとうーんと感じてしまいます。皆さんがしっかり現場の方々の声にも耳を傾けていただいて対応してもらっていると思いたいので、ぜひ今後もそこら辺を留意いただけないかなと思いました。

**○吉田オールみやざき営業課長** 御指摘いただいたとおりにかと思えます。例が不適切であったかもしれません。今後は酒販組合等々の現場を知り尽くした方々と十分意見交換をいたしまして、適切な例示をしていきたいと考えております。申し訳ございませんでした。

**○二見委員** このジモ・ミヤ・タビキャンペーンで一つだけお伺いしたいんですが、今日の知事の提案理由の説明の中で、これまであったジモ・ミヤ・タビキャンペーンの効果で県内の魅力再発見が進んだんじゃないかというようなことをおっしゃっていたんですけれども、この事業の事業成果を見るためにそういったところの何かこう情報を収集するものが入っているんですか。

これはここに説明があるように観光関連産業の事業回復が目的であって、そういった数字については皆さん検討していかれるんだと思うんだけど、では実際に県民がどこに行って、この魅力を再発見したとかいう話まで追っかけるような仕組みになっているのか、もしくは今後、何かそういう情報を収集していく考えがあったのか。そこら辺を教えてもらえますか。

**○飯塚観光推進課長** 事業で予算を組んでやっているものはございません。ただ、非常に大事な点だと思っております、そちらは旅館組合とか旅行団体とか、そういった方との意見交換は密にやっているつもりです。

それと各地域担当をうちの課内に置いておりますので、新しく県内教育旅行が増えたので新しいメニューができたとか、それで県民の方が来るようになったとか、そういう情報は市町村などから取る努力はしておりますので、今後もしっかりそこ辺を把握していきたいと思っております。

**○児玉商工政策課長** 申し訳ございません。

先ほど来住委員から御質問のありました代行業者の数なんですけれども、令和3年12月末現在、155業者と伺っております。

**○日高委員長** ジモ・ミヤ・タビに関連して何かございませんでしょうか。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

---

午後0時59分再開

**○日高委員長** 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後0時59分再開

**○日高委員長** それでは、委員会を再開いたします。

採決いたします。議案第63号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号につきましては、原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告案についてであります。正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって委員会を終了いたします。

午後0時59分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 陽 一